

では、衝動的な殺意の出現があると思われ、ふと目にとまったベルトを用いたということからも、計画性はないというべきであろう。

③違法性・反道徳性の認識

現在は「いかなる理由であっても、自分の子どもであっても、人を殺してしまうのは良くないことだと思います」と述べる。なお「(自分の子どもの場合と比べて)他人の子ども(を殺したの)だったらもっと(罪が)深いと思う」という。犯行時にも、いったんは手をゆるめている。犯行後も長女による発見やその影響を考慮している。違法性、反道徳性の認識はあったものと考えられる。

④精神障害による免責可能性の認識

本人は「病気でそういうことがおこることもあると聞いて、今は病気のせいだったと思う」という。そして「病気のせいだとしても悪いことは悪いことです」「罪を償うべきだと思う」という。さらに「(精神障害で刑罰を受けないことがあることは)知っているけれど、自分は精神障害だとしても、そういう(罪を免れるような)精神病とはちがうと思う」という。

(B) 犯行時の精神状態と行動

⑤犯行時精神状態の平素からの質的懸隔

本人は、事件の前の1週間は精神的に追い詰められていて、ほとんどいつも死にたいと思っていたという。しかし、具体的に死ぬ方法を考えたりしたことはないし、子どもを殺害しようと思ったこともなかったという。犯行時について「そのときはどうかしていた」「きっとおかしかったんだと思う」「感情とか気持ちがどうこうというより、頭が真っ白だった」という。

なお、本件犯行以前には、子どもに対するしつけなどで身体的な罰を与えたことはほとんどないという。5階のマンションの部屋から物をわざと落とすことが幾度かあったので、このときに尻をたたいたことがあるくらいだという。夫も同様の証言をしている。検死でも虐待等を示唆する所見はない。

⑥犯行手順の一貫性・合目的性

犯行の着手自体は、衝動的なものである。しかし、その後の長男殺害の完遂までの経過、その後の自殺企図の経過などは一貫性があり合理的に合目的的な行動である。

(C) 犯行後の精神状態と行動

⑦犯行後の自己防衛的ないし危機回避的な行動

本件犯行後、自らも首をつって死のうとしたが死に切れず、処方

	<p>薬を大量に飲めば死ねるのではないかと思い大量服用し、入眠した。夕刻になって帰宅した夫に発見された。このときは「ごめんなさい」というばかりであったが、同夜の警察での調べでは「よく覚えていない」と供述した。翌朝の取調べでは「追い込まれていて、つかれきっていて、子どもを残しては行けないと思った」と述べている。目立った事故防御的、危機回避的行動は認められないが、長女による発見をさけたというのは、広い意味で、危機回避的行動ということはできるかもしれない。また警察で一時的にも「よく覚えていない」と答えていることは事故防御的な言動とも評価しうるが、大量服薬と飲酒の影響も一過性には影響していた可能性がある。</p>
8. 現在証	<p>身体の状態 特記すべき身体所見、医学的検査所見はない。</p> <p>精神と行動の状態</p> <p>(1) 睡眠、摂食、排泄の状況 事件前3ヶ月くらい続いていた不眠は改善したという。床につくとこれからのことなどを考えて1時間くらいは眠れずにいるが、睡眠不足を感じるほどではないという。やや便秘気味であるという。食欲は差し入れのスナック菓子が少し足りなく感じるくらいであるという。体重はこの3週間で事件時よりも3kg増加して58kg（身長157cm）である。</p> <p>(2) 清潔の保持、身辺自立 問題ない。</p> <p>(3) 行動上の問題 留置のうえでとくに問題となる点はなく、異常な行動なども観察されていない。</p> <p>(4) 言語的疎通性 疎通性には、全く問題がない。</p> <p>(5) 記憶 事件については「よく覚えていない」と述べることも少なくない。しかしそれは記憶がないというのではなく、場面については比較的詳細に述べることができる。はっきりと言葉でそのときの感情を説明できないというようなものである。</p> <p>(6) 感情 事件や子どもについて回顧する場合にも、淡々と事実を語り、抑</p>

	<p>うつ病というよりは、むしろ浅薄である印象を受ける。</p> <p>(7) 意欲</p> <p>具体的、長期的な生活の計画を語るということはないが、日々の生活に関してめだった意欲の低下などは認められない。</p> <p>(8) 知覚</p> <p>幻覚（幻視、幻聴、身体の異常感覚）などの知覚に関する異常は認めない。</p> <p>(9) 思考</p> <p>やや迂遠であるが、体験や感情を言語化することに慣れていないということが原因のようであり、思路には異常を認めない。本人の供述からすると非現実的な内容や過度に抑うつ的な思考内容を保持しているようではない。</p> <p>(10) 知的水準</p> <p>学歴と生活能力、および鑑定時の会話などから、正常域の知能を有するものと推測される。また、知的な能力の領域に偏りなどを示唆する所見もない。</p> <p>(11) 人格傾向</p> <p>ICD-10およびDSMの診断基準を満たすような人格障害は認められない。また、「うつ病親和性の人格傾向」と従来いわれるような傾向は、被疑者には多少とも認められる。しかし、このような人格傾向は刑事責任能力に影響するものとは考えられない。</p> <p>(12) 自らの精神状態に関する認識</p> <p>現在の状態については、自ら「うつです」「病気です」という。事件当時は「もっとひどかった」という。当時は「気の持ちようだ」という気持ちと、病気だという気持ちと半々くらいだった」と振り返っている。</p> <p>(13) その他の特記事項</p> <p>鑑定時には、依然として不眠が残っているというが、その理由として夫との離婚の話が出ていること、これからのこと心配であるからと述べることが多い。自発的に事件に対する悔悟の念や自責の念を述べることはなかった。事件についての気持ちに水を向けると、</p> <p>心理検査所見</p> <p>(1) 人格検査</p> <p>MMPIを施行した。抑うつ尺度とヒステリー尺度のT得点が70を超えており、抑うつ的で、ストレスに対する対処も不適切なものに鳴</p>
--	---

	<p>りやすいことがうかがわれる。</p> <p>(2) 精神症状検査</p> <p>ベックの抑うつ性尺度を施行した。重度の抑うつ状態にあることが示唆された。</p> <p>総括的評価</p> <p>(1) 診断</p> <p>被疑者は、本件犯行当時、DSM-IV-TRによれば「大うつ病性障害、反復性、重症、精神病性の特徴を伴わないもの（296.33）」、ICD-10によれば「反復性うつ病性障害、精神病症状をともなわない重症エピソード（F33.2）」に罹患していた。</p> <p>(2) 精神機能の評価</p> <p>DSM-IV-TRの機能の全体的評定（GAF）尺度では、犯行当時、社会的、職業的機能において中等度の障害があり、51-60点と評定される。</p>
9. その他の参考意見	<p>被疑者はこれまでに大うつ病性障害のうつ病エピソードを反復しており、今後も、精神医学的な治療は必要である。現在は抑うつ状態からは脱しつつあるが、むしろ今後は本件について直面化していくにつれて、自殺、自傷の危険性が高くなる可能性があり注意を要する。司法的処遇にしろ、医療的処遇にしろ、このような面からの配慮は必要である。</p> <p>なお、被疑者について、もし速やかに身柄が釈放されるとすると、現状では他害のおそれは低いものの、自傷や自殺の危険性はあるので、精神保健福祉法の措置入院の適用はありうるものと思われる。しかし、抑うつの病状は必ずしも現在は重症とはいえないこと、そしてさらに軽快しつつあることからすると、入院判断時の精神状態によっては、入院の適用となならないことも十分考えられる。</p> <p>また、本件については刑事的な責任能力は問えるものと考えられるので、心神喪失者等医療観察法の申し立ての対象とはならないということになる。</p>
以上の通り鑑定する。	
<p>住所 東京都小平市小川東町4-1-1</p> <p>所属・診療科 国立精神・神経センター精神保健研究所</p> <p>氏名 岡田幸之（記入例作成者）</p>	

記入例4. 発達障害

発達障害、ことに広汎性発達障害については最近、司法精神医学の領域でも注目を浴びるようになってきた。

狭義の自閉障害（いわゆるカナー型で知的能力に相当の障害が認められるもの）でなければ、能力が失われていたというまでの結論が出されることはほとんどないと思われるが、「著しく障害されていた（＝心神耗弱相当）」といえるか「（著しいとまではいえないが）障害されていた（＝完全責任能力相当）」といえるか、については、最終的には、司法の判断によるものであると考える。しかし、その法律家の議論が精神医学的にも合理的なものとなるよう、客観的で科学的な知見を彼らに提供するよう、格別に配慮されるべきである。

この点で（従来、完全責任能力がみとめられてきた）人格障害（記入例5を参照）における認知の障害や衝動制御の障害との相対的な比較も検討すべき場合もあるだろう。広汎性発達障害のひとたちのなかには、とくに成人例の横断的視点からの診断では、人格障害や適応障害との診断を受けていたり、また、幻覚妄想などが顕在化しない単一型などをふくむ比較的広義の統合失調症の診断を受けていることも、少なくないということからも、司法精神医学的には、このような相対的な考察を要することが示唆される。

なお、ときには動機に関するいわゆる「心の理論 theory of mind」の障害仮説に関連するような説明や、法廷における証言の取り扱いに関する彼らのコミュニケーションの障害の点からの説明が必要となることもあるようである。

<担当：安藤久美子>

1. 事件番号	〇〇地方検察庁 〇〇年檢 第〇〇〇号〇傷害被疑事件
2. 被疑者	氏名 〇〇〇〇(男性、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生、20歳) 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇
3. 鑑定事項 および鑑定 主文	鑑定依頼人 〇〇〇地方検察庁〇〇〇〇検事 事件の概要 被疑者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午後16時ころ、自宅近隣の量販店において電池3本を万引きしようとしたところを店員（当時33歳）に発見され、取り押さえられそうになったところ、護身用に携帯していたサバイバルナイフで同人の右前腕部を切りつけ、よって同日同時刻ころに全治1週間にわたる傷害を負わせたものである。 鑑定を必要とした理由 鑑定嘱託書の通り

	<p>鑑定事項</p> <p>(1) 被疑者の犯行当時の精神状態 (2) 被疑者の現在の精神状態 (3) その他の参考事項</p> <p>鑑定主文</p> <p>(1) 被疑者は、本件犯行当時、DSM-IV-TRによれば「アスペルガーバー障害（299.80）」に罹患していた。</p> <p>上記疾患により、被疑者は本件犯行当時、事理を弁識する能力を障害されてはいなかった。また、本件犯行当時、弁識に従って行為する能力を障害されていたが、著しく障害されてはいなかった。</p> <p>☞コメント：障害されているものの、心神喪失（著しい障害）や喪失の水準には達していないことが表現されている。</p> <p>(2) 被疑者は、鑑定時現在、DSM-IV-TRによれば「アスペルガーバー障害（299.80）」に罹患している。抑うつ気分や希死念慮、意欲の低下などを訴えているが、うつ病、統合失調症などのその他の狭義の精神障害は認められない。</p> <p>(3) 被疑者は上記障害により、学童期から対人関係に不調を来たし、社会的不適応の状態であったが、継続的な医療的介入は行われてこなかった。社会復帰にあたっては、発達障害者の特性を理解した精神医学的な介入および心理的支援が行われることが望ましい。</p> <p>☞コメント：(1)の主文の主旨が採用されるならば、司法システムのなかで処遇されることになるが、社会復帰後の再犯防止のために、医療的支援が必要があることを記述している。</p>
4. 鑑定経過	<p>鑑定受命日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>鑑定書作成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>関係者との面接 平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇〇〇において被疑者と面接 平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇〇〇において被疑者の母親〇〇と面接</p> <p>参考資料 本件犯行に係る一件記録 母子手帳および母親による「育児日記」と表される記録の複写 小学・中学校の指導要録写</p> <p>☞コメント：発達障害の確認には、生育歴の情報が不可欠であり、</p>

	その情報収集を丹念に行っている。
5. 家族歴及び生活歴	<p>家族歴</p> <p>(1) 精神障害の家族負因</p> <p>確認された限りにおいて、精神疾患の負因は認められなかった。</p> <p>(2) 本件犯行時の家族構成と家庭環境</p> <p>被疑者は2人同胞の第2子長男で、両親、実姉と共に○○市で生活している。父親は真面目な性格で、大手企業の管理職である。被疑者が幼少時から仕事のために帰宅が遅く、被疑者の養育、教育は母親に一任されていた。母親は専業主婦である。被疑者は両親について「両親とも優しい性格」「母親はヒステリックに怒ることもあるが、相談にも乗ってくれた」という。姉は会社員として市内の中小企業に勤務している。</p>
	<p>生活歴</p> <p>(1) 養育歴</p> <p>胎生周産期に異常はない。小児期の身体および言語発達には異常は指摘されていなかったが、幼少時から「ですます調」で話し、幼児言葉を使わなかった。幼稚園時は通園の道順にこだわったり、集団行動が苦手でひとり遊びが多くったという。母親によれば、食べ物の好き嫌いが激しく、野菜炒めや焼き込みご飯などの複数の食材が混ざっているものは一切食べなかつたという。また、ハイネックのセーターや長ズボンを嫌がり、冬でも短いズボンで通した。</p> <p><u>コメント：一般的な発達歴に加え、母親の供述から発達障害の特徴と思われるエピソードなどを取り上げて記載している。</u></p> <p>(2) 義務教育終了まで</p> <p>地元の○○小学校、○○中学校に通い、成績は中～上位であった。真面目で堅苦しい性格で、小学校の指導要録写には「融通の利かないところがあり、級友とトラブルになることがあった」と記載されている。中学校では、歩き方がぎこちないことをからかわれたり、物を隠されるなどのいじめを受けたことがあった。また、小学校高学年からは電車に興味を持ちはじめ、世界の電車の写真や路線地図を集めようになった。</p> <p>(3) 義務教育終了後</p> <p>被疑者は○○高等学校普通科に進学した。成績は中位で、パソコン部に入部したがあまり参加しなかつた。友人は少なく、対人関係がうまくいかないことを悩み、高校3年からは時々怠学するようになり成績も低下した。高校卒業後は有名私立大学への進学を目指し</p>

	<p>ていたが失敗し、予備校に通っていた。しかし、学業に身が入らず、自宅ではパソコンで電車の路線地図や性能の比較表を作り、ホームページに掲載するなどして過ごしていた。</p> <p>(4) 職歴</p> <p>なし。インターネットで探したテナント設営のアルバイトをはじめたが周囲と協調できず、いくつかのアルバイトを転々としていた。</p> <p>(5) 婚姻歴</p> <p>なし。</p> <p>(6) 物質乱用歴</p> <p>飲酒歴、その他薬物使用歴、喫煙歴なし。</p> <p>(7) 犯罪歴</p> <p>前科、前歴はない。ただし、本人によれば「(高校卒業後に) 数回万引きしたことがあったが、捕まることはなかった」と述べている。</p> <p>(8) 精神科治療歴</p> <p>20歳時に「やる気が出ない」「抑うつ感」を主訴に数回、心療内科のクリニックに通院し、抗うつ剤の薬物療法を受けていたが、症状が改善しないという理由で通院を中断した。</p> <p>最近の生活状況</p> <p>不定期に数日間のアルバイトに出かける以外は自宅で、受験勉強をしたり、インターネットゲームや趣味の電車の性能について調べたりして過ごし、昼夜逆転した生活をしていた。本件の半年位前から時折、イライラして大声を出したり、壁を殴ったりするようになつたが、家族に暴力を振るうことはなかった。家族が心配して精神科への受診について相談しているところであった。</p>
6. 本件犯行時の精神状態	<p>本件犯行前数日間の生活状況及び精神状態</p> <p>犯行前数日間の生活状況及び精神状態は、前項「最近の生活状況」とほぼ同様で、自宅で受験勉強の合間にゲームやインターネットをして過ごし、昼夜逆転した生活を送っていた。本件犯行2日前に自室で大声で何か叫んでいたため母親が心配して見に行くと、布団にもぐり、話しかけても答えなかつたという。被疑者によれば「大学にも入れず、勉強も進まないので、もう死ぬしかないと思った」と述べており、現在の生活に対する漠然とした焦りとイライラ感、同時に抑うつ感も強まっていたと推測される。</p> <p>本件犯行当時の行動及び精神状態</p>

	<p>被疑者本人によれば、犯行前日は、はじめは勉強をしていたが、イライラしてきたので、気分転換にゲームでもやろうと思った。一旦はじめると時間を忘れてしまい、午前4時ごろに寝たという。</p> <p>事件当日は昼くらいに起きて、母親に食事を作つてもらって食べた。そのあと母親はどこかに出かけたのを見て、「浪人生活で親に迷惑を掛けているのにご飯を作ってくれて申し訳ない気持ちと自分が受験とかバイトとかで悩んでいるのにわかつてくれず、放っておかれているような腹立たしい気持ちが混ざって、イライラしていたので、出かけることにした」という。そのときはお金は持つて家を出ている。</p> <p>お店に着いて、ぶらぶらしていると「店員が『こんな時間に何しているのか』という目で見ている気がしてイライラした。もう1回その店員を見ると目を逸らすような感じで、馬鹿にされていると思って腹が立ち、万引きしてやろうと思った。」「もっと高いものが良かった」が、近くにあった電池をポケットに入れたところ、後ろから店長らしい人に『何をしているのですか?』と背中をたたかれ、「驚いた。捕まつたらまずい、親に迷惑を掛けると思って逃げようとして」「夢中でナイフで切りつけた」という。被害者が大きな声をあげたため、駆けつけた他の店員によって取り押さえられ、通報、逮捕となった。</p> <p>以上を総括すると、本件犯行当時、被疑者に幻覚妄想状態などの精神病状態は認められないが、現在や将来の自分の生活に対する焦りや鬱屈したストレスから、周囲の行動を被害的に解釈し、衝動的に万引きをした。その後、捕まるという予想外の出来事によりパニック状態に陥り、咄嗟に攻撃的な行動に出たものと推察される。</p>
7. 本件犯行時の刑事責任能力に関する参考意見	<p>被疑者の刑事責任能力評価については検察官の専決事項であるが、鑑定人の立場から参考意見を述べる。</p> <p>本件犯行時の被疑者の精神状態は前述の通りである。このような状態下において被疑者の判断能力には何らかの障害があったとは言えない。しかし、被疑者にとって予測不能の事態に進展したことにより、思考の狭窄、パニック状態に陥り、咄嗟に過剰な攻撃行動に及んでいる点で制御能力には多少の障害があったと評価される。</p> <p>(A) 犯行前の精神状態と行動</p> <p>①犯行動機の了解可能性</p> <p>被疑者は、店員の行動を一方的に被害的に解釈していた。しかし、</p>

被疑事実である傷害自体については「驚いた。捕まつたら親に迷惑を掛けると思って逃げようとして夢中でナイフで切りつけた」と述べており、思考と行動の連合には多少飛躍している点があるものの、犯行動機は了解可能であったと思われる。

②犯行の計画性

被疑者は普段から護身用のナイフを持ち歩いていたが、これまでにナイフを使用した事実はない。本件犯行は、前記のような事態の展開によって偶発的にもたらされたものであり、犯行の計画性は認められない。

③違法性・反道徳性の認識

万引きについては「悪いこととわかっていたけど、イライラしていて何か八つ当たりみたいな気持ちで盗んだ。別にどうしても欲しいものじゃなかったけど。」と述べている。ナイフで切りつけたことについては「捕まつたらまずいという気持ちが大きくなって、とんでもないことをしてしまった」「被害者には謝りたい」と述べており、違法性については十分に認識している。

④精神障害による免責可能性の認識

「(精神障害で刑罰を受けないことがあることは)知っているけれど、自分の場合は違うかなって。こんなことになってしまってどうしよう。」と述べており、本件に関しては精神障害による免責可能性を認識していた可能性はない。

(B) 犯行時の精神状態と行動

⑤犯行時精神状態の平素からの質的懸隔

本件の半年前位から時折、イライラして大声を出したり、壁を殴るといった衝動的な粗暴行為が観察されていた。しかし、家族などへの対人暴力に発展することはなく経過しており、本件犯行時は意識野が狭窄しパニック状態に陥ったことで、咄嗟に過剰な反応をしたと考えられる。したがって、平素に比べ精神状態が質的にある程度解離していたものと推察される。

⑥犯行手順の一貫性・合目的性

万引きが犯罪であることを認識しており、それを現認されたことで逃走を目的にナイフで切りつけたという犯行手順には一貫性・合目的性が認められる。

(C) 犯行後の精神状態と行動

⑦犯行後の自己防御的ないし危機回避的な行動

逮捕後はしばらく呆然としており、「どうしよう。とんでもない

	ことをしてしまった」と繰り返すばかりであった。事情聴取の際にも素直に被疑事実を認めており、自己防衛的ないし危機回避的な行動は認められない。
8. 現在証	<p>身体の状態</p> <p>身長167cm、体重70kgで中肉中背。既往歴はなく、特記すべき身体所見、医学的検査所見はない。</p> <p>精神と行動の状態</p> <p>(1) 睡眠、摂食、排泄の状況</p> <p>本件の半年位前から、昼夜逆転した生活を送っており、現在も不眠傾向がある。食欲は多少低下しているが、とくに身体的な体調の変化を訴えはなく、便通も正常である。</p> <p>(2) 清潔の保持、身辺自立</p> <p>問題は認められない。</p> <p>(3) 行動上の問題</p> <p>留置のうえでとくに問題となる点はなく、異常な行動なども観察されていない。</p> <p>(4) 言語的疎通性</p> <p>疎通性には問題はない。</p> <p>(5) 記憶</p> <p>犯行前後の記憶に問題はなく、質問にも的確に回答することができる。</p> <p>(6) 感情</p> <p>「家族に迷惑をかけてしまった」「もう終わりだ」などと述べており、抑うつ感である。</p> <p>(7) 意欲</p> <p>事件前に意欲の低下や抑うつ感を主訴とした受診歴があり、現在も同様の訴えが認められる。</p> <p>(8) 知覚</p> <p>養育歴から判断すると、被疑者は幼少時に味覚、触覚において過敏さがあったと思われるが、現在はそうした特徴は認められない。</p> <p>また、被疑者は表情認識や言葉の捉え方を曲解して捉える傾向があり、これは広汎性発達障害による認知の障害と考えられる。犯行時の店員の表情の捉え方や「店員が目を逸らすので馬鹿にされていると思った」などの被害的な受け取り方も、このような生来の認知の障害が関係していると考えられる。ただし、明らかな幻覚（幻視、</p>

	<p>幻聴、身体の異常感覚)などの狭義の精神病症状は認められない。</p> <p>(9) 思考</p> <p>上記の通り、被疑者は発達障害に起因する認知の障害があるため、本人にとって理解不能な状況においては、過剰に被害的に捉える傾向がある。明らかな思路の障害は認められないが、思考の偏りや固執する特性がある。狭義の精神病症状レベルの思考伝播、被害妄想は現時点では認められない。</p> <p>(10) 知的水準</p> <p>学歴と生活能力、および鑑定時の会話などから、正常域の知能を有するものと推測される。詳細な知能検査を行った場合には下位項目に得点の偏移がある可能性が示唆される。</p> <p>(11) 人格傾向</p> <p>ICD-10およびDSMの診断基準を満たすような人格障害は認められない。</p> <p>(12) 自らの精神状態に関する認識</p> <p>現在の状態として抑うつ気分を訴えており、本人は「軽いうつ病かノイローゼでしょうか。以前にと言われたことがあります。」と述べている。認知の障害に関する自覚はないが、「雰囲気とか読むのが苦手で、みんなが笑っていても理由がわからないときがある」と述べていた。</p> <p>総括的評価</p> <p>(1) 診断</p> <p>本件犯行当時および現在、被疑者はDSM-IV-TRによれば「アスペルガー障害（299.80）」と診断される。</p> <p>被疑者は、非言語的コミュニケーション、情緒的相互性、対人関係の構築といった対人的相互作用に質的な障害、興味や思考の偏り、社会的機能の障害が認められる。また、正常な言語発達や養育歴の特徴などから総合的に判断すると上記障害に該当する。</p> <p>(2) 精神機能の評価</p> <p>DSM-IV-TRの機能の全体的評定（GAF）尺度では、犯行当時、社会的、職業的機能において中等度の障害があり、51-60点と評定される。</p>
9. その他の参考意見	被疑者は上記障害により、学童期から対人関係に不調を来たし、社会的不適応の状態であったが、継続的な医療的介入は行われてこなかった。もし被疑者が不起訴処分を受け釈放されるような場合には、発達障害の基盤を理解したうえでの心理的支援や精神療法、社会復帰へ

	の援助が必要であると思われる。しかし、これは個人の特性に沿った長期間のアプローチが最も有用であり、通常の精神保健福祉法にもとづく入院治療や医療観察法による入院治療では不適當である。また、もし刑に服した場合でも、その収監中には施設内での適応を援助するための個別的な指導や、状態に応じた薬物療法を行うことが望ましい。
以上の通り鑑定する。	
住所 東京都小平市小川東町4-1-1	
所属・診療科 国立精神・神経センター武藏病院	
氏名 安藤久美子（記入例作成者）	

記入例 5. 人格障害

人格障害（パーソナリティ障害）は、基本的に責任能力の減弱が問題とされることは少ないけれども、一過性の小精神病状態がみられるもの、抑うつ状態の評価が難しいもの、物質使用障害が併存するものなどがしばしばあり、また、統合失調症等の前駆期、双極性障害のいわゆる混合状態、広汎性発達障害などとの鑑別を要する事例も多い。このように複雑な状態像を呈するために、そもそも臨床診断が難しいのであるが、さらにその司法関係者への説明となると容易なことではない。

法廷での混乱を避ける意味でも、もし、人格障害が疑われる事例の精神鑑定が依頼されるならば、より一層、丁寧な鑑定を心がけて取り組まれるべきであろう。司法からはときに、供述の信憑性への言及が求めされることもある。

<担当：平田豊明>

1 事件番号	〇〇地方検察庁 平成〇〇年検第〇〇〇〇号 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件
2 被疑者	氏名 〇〇〇〇（男性、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生、3〇歳） 住所 〇〇市〇〇〇〇
3 鑑定事項 および鑑定主文	<p>鑑定依頼人 〇〇地方検察庁〇〇〇〇検事</p> <p>事件の概要 被疑者は、X年Y月Z日午後〇時頃、正当な理由なく刃渡り15センチメートルのナイフを所持し、検問で偶然にこれを発見した警察官による職務質問に際して逃走を企て、約1時間の逃走後に、追いついた警察官の側胸部を所持したナイフで刺傷し、よって失血死に至らしめたものである。</p> <p>鑑定を必要と認めた理由 被疑者に精神科治療歴はないが、長年に亘って引きこもりと家庭内暴力が断続し、家族が保健所に相談していた事実があったこと、犯行2か月前に家族が被疑者の暴力を恐れて別居したため単身生活となっていたが、この間に自宅の屋根瓦を剥ぎ落とすなどの奇行があったこと、および、本件犯行動機について、「警察と戦争になったと思っていた」と供述するなど、一連の言動に精神障害を疑わせるものがあるため。</p> <p>鑑定事項 (1) 被疑者の犯行当時の精神状態 (2) 被疑者の現在の精神状態 (3) その他前記各事項に関連する事項</p>

	<p>鑑定主文</p> <p>(1) 被疑者は精神医学的には失調型（分裂病型）人格障害と診断される。本件犯行当時、明らかな精神病状態であったとはいえないが、被疑者の予測を超えた事態の進展により、一過性に現実認識の偏倚が生じていた可能性がある。</p> <p>(2) 特記すべき精神症状を認めない。</p> <p>(3) 犯行当時、刑事責任能力が低下していた可能性は否定できないが、なお慎重な評価を要する。したがって、正式の鑑定留置が必要である。</p> <p><u>コメント</u>：本例のように簡易鑑定の場合で精査を要すると考える場合には、正式な嘱託鑑定の必要性を述べることも、重要な役割である。</p>
4 鑑定経過	<p>鑑定受命日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>鑑定書作成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>被疑者の診察 平成〇〇年〇〇月〇〇日（於〇〇地方検察庁）</p> <p>参考資料 本件犯行に係る一件記録 中学・高校の指導要録写 〇〇検事作成の取調べメモ（〇〇年〇〇月〇〇日）写</p>
5 家族歴及び生活歴	<p>家族歴</p> <p>(1) 精神障害の家族負因 既知の情報による限り、精神障害の家族負因を認めず。</p> <p>(2) 本件犯行時の家族構成と家庭環境 両親、被疑者、妹の4人家族であるが、X年Y-2月〇〇日、就寝中の家族に被疑者が就寝中の家族に角材で暴力をふるって以後、危険を感じた家族は家を出てアパートで暮らし、被疑者は独居状態であった。</p> <p>生活歴</p> <p>(1) 養育歴 特記すべきことなし。</p> <p>(2) 義務教育終了まで 幼稚園に2年通い、地元の小中学校を卒業。成績は中の上。性格はおとなしく、友人は少なかったという。</p> <p>(3) 義務教育終了後および職歴 地元の〇〇高校に進学。成績は中。サッカーチームに所属していた。父によると「勉強がなかなか頭に入らない」と訴えていたというが、高校の</p>

	<p>指導要録によると成績は学年が上がるにつれ、むしろ上昇している。○○大学工学部を受験するが失敗し、浪人生活に入り予備校に通うが、やがて大学進学を断念した。海外でのワーキングホリデーを希望し、○○市の市場でアルバイトをしてお金を貯め、家族の金銭的援助は受けずに渡航し、約1年間○○国に滞在。帰国後は工場で3か月ほど働くが、意欲がなくなり仕事をやめ、以後引きこもりがちになっていた。</p> <p>(4) 婚姻歴 なし</p> <p>(5) 物質乱用歴 なし</p> <p>(6) 犯罪歴 なし</p> <p>(7) 精神科治療歴 なし</p> <p>最近の生活状況</p> <p>父の陳述によると、X-10年頃、被疑者が引きこもりとなってからは、家で本を読んだり、パソコンをいじったり、家事を手伝うなどして過ごしていた。被疑者によると、X-6年頃までは、たまに外出することもあったが、以後は全く外出しなくなった。</p> <p>X-6年○○月、被疑者は首吊りを図り、家族に発見されているが、その理由について「ある日突然、友達だと思っていた人が、記憶をたどっているうちに、友達でないと気づいた。そうしたら無性に死にたくなった」と述べている。このエピソード以後、被疑者は「親の監視が厳しくなった」と感じ、それに反発する形で家族への暴力が始まった。</p> <p>X年Y-2月には、前述のように就寝中の家族に角材で暴力をふるつたため家族は別居しているが、この理由については「自由を奪われた。監視をやめさせようと思った。殺すつもりはなかったが、追い出そうと思った」と述べている。</p> <p>家族が家を出てから、被疑者は昼夜逆転の生活で、貯金を切り崩し、食事は1日1食。毎日シャワーには入っていたが、本件犯行時、髪やひげは伸び放題であった。X年Y-1月には自宅の屋根瓦をほぼ全て落とすという奇行に及んでいるが、その理由を被疑者は「瓦が重すぎると思い、家の負担を軽くするためにやった。前々から思っていた」と述べている。</p>
6 本件犯行時の精神状態	<p>本件犯行前数日間の生活状況及び精神状態</p> <p>犯行前数日間の生活状況及び精神状態は、前項「最近の生活状況」と</p>

	<p>同様である。すなわち、自宅で独居し、自閉的な暮らしぶりであったが、この期間に何らかの生活上の変化や心理的負荷が生じた証拠はない。ただし、犯行前の2ヶ月間は、被疑者にとっては初めての単身生活であり、食事や洗濯など、家事一般の負担がかかっていたほか、残り少なくなつていく貯金を前に、経済的窮迫への焦りが募つていったと推測される。</p> <p>本件犯行当時の行動及び精神状態</p> <p>本件犯行当日、被疑者は自衛隊〇〇基地に趣味の写真を撮りに行つた。航空機の写真を撮ったり、モデルガンやナイフなどの武器を収集し所持することは、被疑者の唯一の趣味であった。外出した時点では、被疑者の精神状態は平素と比べ特段の変化はなかった。被疑者にとって予想外だったのは、たまたま強盗事件で緊急配備されていた警察官の検問に遭遇してしまったことであった。</p> <p>髪やひげが伸び放題という風体であったことから警察官に訝られ、職務質問を受けることになってしまった。そして、更新忘れで無免許運転であったこと、軍用ナイフを所持していたことが警察官に知られることとなった。しかし、緊急配備の対象事件との関連が薄いことから、警察官に名前など同じ内容を繰り返し訊ねられる。逮捕されるでもなく解放されるでもない中途半端な状況下で被疑者は徐々にイライラをつのらせ、職務質問が30分を超えた頃、ついには「逮捕するならしろ、俺は行くよ」と言い残して、強引に車に乗り込み急発進させる行動に及んだ。</p> <p>車を発進させる際、制止する警察官を轢き殺したと思い込んだ被疑者は、「こうなつたら逃げるしかない」「とにかく捕まりたくない」と一心で逃走を続け、更には「追ってくるパトカーの警察官を倒さないと逃げ切れない。警察官を殺すしかない。戦うしかない」と考えをエスカレートさせ、現実認識に偏倚を伴う一種の恐慌状態（パニック状態）を呈するに至った。そして、追いついた警察官ともみ合い、所持していたナイフで警察官1名を刺殺するに及んだ。</p> <p>以上を総括すると、本件犯行当時、被疑者は幻覚妄想状態などの精神病状態にあったとはいえないが、予想外の出来事に焦燥が高まり、思考は硬直し柔軟性を欠いていたものと推察される。その背景には、孤立した生活状況や衝奇的な振る舞いなどを特徴とする失調型人格障害（schizotypal personality disorder DSM-IV-TRでは301.22）の存在を認め、さらに、犯行2ヶ月前からの単身生活による経済的窮迫をストレス要因として認めることができる。</p>
7 本件犯行時の刑事責任	被疑者の刑事责任能力評価については検察官の専決事項であるが、鑑定人の立場から参考意見を述べる。

能力に関する参考意見	<p>本件犯行時の被疑者の精神状態は前述の通りである。このような状態下にあっては、被疑者の刑事責任能力（判断能力及び制御能力）は、基本的には完全責任能力に近いと評価される。しかし、被疑者の予測を超えた事態の進展により、思考の「視野狭窄」とでもいうべき心理状態に陥り、現実認識の偏倚が一過性に生じていた可能性は否定できない。</p> <p>また、刑事責任能力の評価に際しては、犯行時の横断面的な精神状態のみならず、本件犯行を構成する一連の行動や意図を経時的に跡づけ、以下のような項目に着目して総合的に判断されるべきである。</p> <p>(A) 犯行前の精神状態と行動</p> <p>①犯行動機の了解可能性</p> <p>被疑者は検問から逃走する際、警察官を轢殺したと思い込み、さらには捕まりたくない一心から、追跡してきた警察官を殺すしかないと考え犯行に及んでいる。「仲間を車で轢き殺されたので、警察官は復讐のため自分を殺そうとしてくるかもしれないと思った」との陳述は飛躍しそぎの感はあるが、犯行動機自体は了解可能である。</p> <p>②犯行の計画性</p> <p>被疑者はナイフを所持していたものの、検問に遭遇した時点では殺人を意図していたわけではない。本件犯行も、前記のような事態の展開によって偶発的にもたらされたものであり、計画的な犯行とはいがたい。しかし、車による逃走の時点では、警察官に対する殺意はあったものと考えられる。</p> <p>③違法性・反道徳性の認識</p> <p>無免許が見つかった段階で、被疑者は「それほど重い罪ではないだろう。刑務所へ行くことはないだろう。罰金かな？」と考えている。したがって、殺人に対する違法性・反道徳性の認識は十分にあったと考えられる。</p> <p>④精神障害者による免責可能性の認識</p> <p>このような認識を有していたことを支持する根拠は認められない。</p> <p>(B) 犯行時の精神状態と行動</p> <p>⑤犯行時精神状態の平素からの質的懸隔</p> <p>犯行時、意識障害はなく、精神運動興奮や幻覚妄想などの精神病状態にあったともいえず、平素に比べ精神状態が質的に著しく変化していたとは認められない。しかし前述の通り、思考の柔軟性を欠いた状態ではあった。このような精神状態は被疑者にとっておそらく初めてのことではなく、日常生活においてこれまでも経験されていた（例えば、家族に角材で暴力をふるった時など）ものと推察される。</p>
-------------------	--

	<p>⑥犯行手順の一貫性・合目的性 検問から車で逃走する際、土地勘のある方面へ逃走し、地元の人間しか知らないような道を選んでいる点、警察官の手足ではなく、心臓など重要臓器のある上半身を狙って刺している点など、犯行手順には一貫性・合目的性が認められる。</p> <p>(C) 犯行後の精神状態と行動</p> <p>⑦犯行後の自己防御的ないし危機回避的な行動 犯行後なお逃走を図ろうとし、警察官の説得にも応じなかつことなど、自己防御的行動をとつたと認められる。</p>
8 現在証	<p>身体の状態 中背、やや肥満体型。長髪が目立つが、犯行直後の写真に比べると整髪されており、ひげもそり落としてある。</p> <p>精神と行動の状態</p> <p>(1) 睡眠、摂食、排泄の状況 不眠傾向で、特に入眠が困難という。食欲もあまりないが、体調は正常と述べる。</p> <p>(2) 清潔の保持、身辺自立 特に問題はない。</p> <p>(3) 行動上の問題 特に問題はない。</p> <p>(4) 言語的疎通性 表情、応対は自然で、奇異な感じや硬さはなく、疎通性は良好である。</p> <p>(5) 記憶 特に問題はなく、生活歴や犯行時の出来事など、十分に記憶している。</p> <p>(6) 感情 「これから先どうなるのか」という不安はあるが、躁・うつなどの気分障害や感情の不安定性は認められない。</p> <p>(7) 意欲 約10年間引きこもりの生活が続いていたことから、意欲の障害が疑われるが、一方で日曜大工をするなどの能動性も保たれており、意欲低下はあっても軽度であると推察される。</p> <p>(8) 知覚 診察時に明らかな幻覚妄想は認めないが、「X-10年頃に、時々人の目線が気になると云っていた」という父の陳述は、注察念慮を疑わせる。また、X-6年の自殺未遂について、「ある日突然、友達だと思っていた人が、記憶をたどっているうちに、友達でないと思った。過去が入れ</p>

	<p>違ったようで、思い違いに気がついた。それで無性に死にたくなった」という陳述はやや合理性を欠く着想ともいえる。</p> <p>(9) 思考</p> <p>診察時には明らかな思考障害を認めない。しかしX年Y-2月に「瓦が重すぎると思い、家の負担を軽くするために」瓦を投げ落としたことは、奇異な思考に基づく行為といわざるをえない。また、検問所での警察官とのやりとりの中で「君のことを信じるよ」という意味合いのことをいわれ、「私は人を信じないことにしているのでかえって困ってしまった」との陳述は、被疑者の猜疑心の強さを傍証するものである。</p> <p>(10) 知的水準</p> <p>小中高の成績はいずれも中から中の上であり、知的問題はない。</p> <p>(11) 人格傾向</p> <p>前述の通り、被疑者には注察念慮、合理性を欠く着想、奇異な思考、衝奇的な行動や身なり、猜疑的傾向を窺わせる面があり、精神医学的には失調型人格障害が強く疑われる。</p> <p>総合的評価</p> <p>以上を総括すると、被疑者は失調型人格障害と診断されるが、診察時点において特記すべき精神症状を認めない。なお、高卒後ワーキングホリデーを終えるまでは特段の精神的問題がなく、X-10年頃より引きこもり、自殺未遂、家族への暴力が順次出現したという経過からは、人格障害の連續性よりも、ある時点での変節の想定も可能であり、したがって統合失調症の前駆状態を否定できない。しかし少なくとも現時点では、統合失調症と診断する根拠に欠ける。</p>
9 その他の参考意見	<p>本件犯行時、被疑者の刑事責任能力が若干低下していた可能性は否定できないが、これについてはなお慎重な評価を要する。したがって、正式の鑑定留置が必要と思料される。</p> <p>なお、被疑者に対する精神医学的治療および福祉的サービスの必要性について附言すると、本件犯行時も現在も、被疑者は明らかな精神病症状を呈しているわけではないので、本件犯行を事由のひとつとした精神保健福祉法の措置入院には該当しないものと判断される。</p> <p>ただし、家庭内暴力とその結果としての孤立が本件犯行の背景となっていたことは認められるため、少量の向精神薬と精神療法的介入により、家族関係の改善と社会的孤立の防止を図る必要および可能性はあるものと思われる。治療関係の確立を図るために医療保護入院ないし任意入院の必要性も検討しなくてはならない。現在が統合失調症の前駆期であり、今後、精神病症状が顕在化したならば、精神医学的治療は絶対</p>